

2015年3月9日

国立大学法人大阪大学
学長 平野 俊夫 殿

徳島大学教職員労働組合
委員長 石田 三千雄

長期非常勤職員の解雇（雇止め）に対する抗議書

拝啓

国立大学改革の嵐が吹き荒れる中、大学の運営に奮闘されていることと拝察いたします。

さて、大阪大学教職員組合より、貴学におかれまして、国立大学法人化以前から雇用されている非常勤職員 160 名余りの解雇（雇止め）を強行されようとしているとお聞きしました。通常、契約更新を重ねてきた非常勤職員には雇用継続への期待権があり、その解雇（雇止め）は判例により無効とされています。貴学の方針は、従来の日本における労使の雇用安定の努力を無にする脱法的なものであり、断じて許容することはできません。

この 20 年、日本経済は沈滞を続け、正規職員の非正規職員への置き換えが官民いずれにおいても進められてきました。その結果、経済の沈滞がさらに悪化するという悪循環が生じています。改善への道は労働者の待遇改善・安心して働ける労働環境の確保以外にはありません。貴学の方針は、単に貴学における労使の信頼関係を破壊し、貴学の健全な発展を阻害するのみならず、日本の将来そのものへのマイナス効果が大きいものです。それを良識の府としての大学が率先して行うことは誠に恥ずべき所業と言わざるをえません。

徳島大学においては、改正労働契約法の趣旨にのっとり、5 年を超えて契約を更新された非正規雇用職員について、期限の定めのない契約とすることとなりました。その結果として大きな不都合は生じておらず、非正規職員の士気が大いに高まっております。

貴学におかれましても、目先の人件費削減などといった短絡的・近視眼的対応により長期的な不利益を生じさせるであろう判断を撤回し、長期的・大局的展望に立った、良識の府である大学として恥ずかしくない運営を行われますことを期待します。

敬具